

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年三月十八日

## 目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	二
岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例	(医療整備課)	二
岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例	(同)	三
岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	三
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金条例	(総務企画課)	三

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 一 次に掲げる基金を廃止することとした。(第二条関係)
  - 1 岐阜県新産業育成振興基金
  - 2 岐阜県健康福祉推進基金
  - 3 岐阜県教育文化振興基金
  - 4 岐阜県県営住宅償却充当準備基金
- 二 この条例は、一から三までに係る改正規定は平成二十二年四月一日から、四に係る改正規定は平成二十二年三月三十一日から施行することとした。
- 岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例(条例第二号)
- 一 地域における医療課題の解決を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域医療再生臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例(条例第三号)
- 一 県が設立する地方独立行政法人の経営の安定化に資する事業に要する資金に充てるため、岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金を設置することとした。(本則関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第四号)
- 一 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金の対象事業に生活困窮者等に対する事業を加えることとした。(第一条関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金条例(条例第五号)

一 第六七回国民体育大会及び第二二回全国障害者スポーツ大会の運営に要する資金に充てるため、寄附金を原資として、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二五年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例(昭和三十九年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県新産業育成振興基金の項、岐阜県健康福祉推進基金の項、岐阜県教育文化振興基金の項及び岐阜県県営住宅償却充当準備基金の項を削る。

第四条第二項中「岐阜県県営住宅償却充当準備基金及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定中岐阜県県営住宅償却充当準備基金の項を削る部分及び第四条第二項の改正規定は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地域における医療課題の解決を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預

金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例

(設置)

第一条 県が設立する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の経営の安定化に資する事業に要する資金に充てるため、岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(対象法人)

第二条 前条に規定する県が設立する地方独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- 一 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
- 二 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- 三 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「就業機会の創出」の下に「並びに求職中の生活困窮者等の自立及び就業機会の確保」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五号

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金条例

(設置)

第一条 第六十七回国民体育大会及び第十二回全国障害者スポーツ大会の運営に要する資金に充てるため、寄附金を原資として、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会運営基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び比率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等

に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

平成二十二年三月十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社